

徳島県告示第七百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	2	鳴門池田	阿波市阿波町南整理二二 番三地从先から 同 番一地从先まで 三四	旧	八・七〇・六	七八・一
			同	新	九・七二・八	七八・一